

青森県報

第千九百二十七号

平成十三年九月二十八日(金曜日)

目次

規 則

○青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……二

訓 令

○青森県地方労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令……………(地方労働委員会事務局) ……二

告 示

○保安林の指定予定……………(林政課) ……二
○右 同……………(同) ……二

公 告

○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(市町興課) ……三

○特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………(文化・スポーツ振興課) ……三

出 先 機 関

○土地改良区の役員の就任及び退任……………(西地方農林水産事務所) ……四

公 安 委 員 会

○型式の検定適合遊技機……………(生活安全課) ……四

規 則

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年九月二十八日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第七十九号

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則(昭和三十九年八月青森県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

(地方労働委員会に対する委任)

第二条の二 労働条件に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争に係るあつせんに関する事務は、地方労働委員会に委任する。

附 則

この規則は、平成十三年十月一日から施行する。

訓令

青森県訓令甲第四十号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関
地方労働委員会事務局

青森県地方労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十三年九月二十八日

青森県知事 木 村 守 男

青森県地方労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

青森県地方労働委員会事務局処務規程（昭和三十一年八月青森県訓令甲第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の審査調整課の項中第九号を第十号とし、第七号及び第八号を一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 個別的労使紛争のあつせんに関すること。

附 則

この訓令は、平成十三年十月一日から施行する。

告 示

青森県告示第五百三十一号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十三年九月二十八日

青森県知事 木 村 守 男

一 保安林予定森林の所在場所

弘前市大字大沢字堂ヶ平一の一七三

二 保安林指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字堂ヶ平一の一七三（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び弘前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第五百三十二号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十三年九月二十八日

青森県知事 木 村 守 男

一 保安林予定森林の所在場所

三戸郡階上町大字鳥屋部字行人三六の三・三六の四・三六の六〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字行人三六の三(次の図に示す部分に限る。)、三六の四
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び階上町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十三年九月二十八日

青森県知事 木 村 守 男

一 特定役務の名称及び数量

青森県立三沢航空科学館(仮称)メディアセンター整備業務委託 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県企画振興部市町村振興課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成十三年八月二十三日

五 契約の相手方の名称及び住所

北東北松下システム株式会社

岩手県盛岡市上堂三丁目八の四四

六 契約金額

二億九千二百七十四万円

七 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成十三年七月六日

平成十三年七月六日

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十三年九月二十八日

青森県知事 木 村 守 男

一 申請のあった年月日

平成十三年九月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人生前契約青森ライフサポート

三 代表者の氏名

徳海晋一

四 主たる事務所の所在地

青森市栄町一丁目六の一

五 定款に記載された目的

この法人は、超高齢化社会の到来に備え、青森市を基点として生前契約に関する広報、啓蒙、相談業務及びその他の死後事務処理の受託業務を行うことで、高齢者を中心とした人々に対し総合的な支援活動を繰り広げて行くことにより、広く社会

福祉の増進に寄与することを目的とする。

出先機関

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、赤石川土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十三年九月二十八日

西地方農林水産事務所長 熊谷 宏

区役員の別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	清野鈴次郎	西津軽郡鰺ヶ沢町大字館前町字小津 軽沢一三二	平成一三・八・三就任
"	松山 重一	二七の五	"
"	世永 一郎	原二四一の七	"
"	石岡 繁春	九五の一	"
"	清野 俊一	沢一七の五	"
"	石田 慶一	一〇九	"
"	佐藤 由勝	夏一四〇の二	"
"	神 尊	一〇四の一	"
"	兼平 昭光	高根山一〇八の二	"
"	橋本 暁	脇二三	"
"	清野鈴次郎	軽沢一二二	一三・八・三退任
"	田村 稲二	七二	"
		大字館前町字小津	
		大字小森町字野田	
		大字南金沢町字上	
		大字日照田町字野	
		大字小森町字野田	
		大字南金沢町字床	
		字有原	
		大字種里町字堤ノ	
		大字赤石町字宇名	
		大字姥袋町字大磯	

公安委員会

青森県公安委員会告示第五十二号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認められたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十三年九月二十八日

青森県公安委員会委員長 橋本 昭一

須藤 正	高根山九七の一	大字南金沢町字上	"
世永 一郎	原二四一の七	大字赤石町字宇名	"
石岡 繁春	九五の一	"	"
清野 俊一	沢一七の五	大字種里町字堤ノ	"
兼平 裕夫	塚四二の一	大字南金沢町字平	"
小野 一郎	脇三八の一	大字日照田町字野	"
石田 慶一	原一〇九	字有	"
松山 重一	二七の五	大字姥袋町字大磯	"

遊技機の種類	型 式	名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CR髪さまヘルプ DX		株式会社エース電研
同	CR髪さまヘルプ EX		同

同 右	同 右	同 右	回胴式遊技機	同 右	同 右	同 右	同 右	同 右	同 右	同 右
スノースター	スカルスカスリー	ストックブギョウⅡ	フィーバーゴーストS	CR自己中心派R	CRパチンコシアター	CR男の花道V	CR花満	CR・ブンドリキングK	CRわんぱくパークDX	CR髪さまヘルプFX
同 右	株式会社タイヨー	株式会社ネット	株式会社ダイドー	サミー株式会社	タイヨーエレクトク株式会社	同 右	株式会社ソフィア	株式会社平和	同 右	同 右